

陸前高田市消防本部・消防署



150㎡未満の飲食店にも 消火器の設置が義務化！



平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で飲食店のコンロの消し忘れが原因による大規模火災が発生し、147棟の建物が焼損しました。この教訓を踏まえ、消防法施行令が改正され令和元年10月1日から火を使用する全ての飲食店に消火器の設置が義務づけられます。

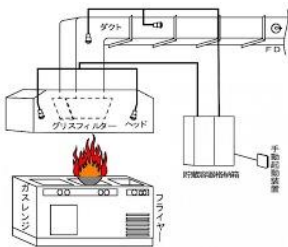
○下記のいずれかに該当する場合には消火器の設置が免除されます。

1. 火を使用する設備又は器具（カセットコンロ等）が設置されていない場合
2. 熱源が電気の場合（IHコンロ）
3. 防火上有効な措置を全ての火を使用する設備又は器具に設けている場合

※防火上有効な措置とは



- ① 調理油過熱防止装置 … 鍋等の過度な温度上昇を検知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置（S iセンサー）
※H20.10.1日以降に製造されたガスコンロには、搭載が義務付けられています。



- ② 自動消火装置 … 厨房設備における温度上昇を感知して自動的に消火薬剤を放射することにより火を消す装置



- ③ 圧力感知安全装置 … 過熱等によるカセットボンベ内の圧力上昇を感知し、カセットコンロ本体へのガス供給が停止されることにより火を消す装置

※消火器は自分で点検・報告することができます

消火器は、日頃の維持管理が必要です。今回の法令改正で消火器の設置が必要になった防火対象物の関係者は、消火器を定期的に点検し、消防署に点検結果を報告しなければなりません。消火器の点検時期は6カ月毎、報告期間は飲食店は1年に1回となります。

蓄圧式消火器は、「製造年」から5年（加圧式消火器は3年）を超えていなければ、自ら点検を実施することができます。

蓄圧式消火器



ゲージ（指示圧力計）が付いているものが蓄圧式、付いていないものは加圧式となります

加圧式消火器



（機器点検方法）

①表示の確認：「製造年」を確認しましょう。

※蓄圧式は製造年から5年（加圧式は3年）経過した消火器は、消火薬剤や消火器の内部の点検が必要になります。消防設備業者等に依頼するか消火器を買い替える等の方法が必要です。

②本体容器：変形・損傷や消火薬剤の漏れなどがないか確認します。

※溶接部や底部の腐食・サビに注意してください。

③安全栓の封：破れたり、はがれたりしていないか確認します。

④安全栓：黄色い安全栓が変形・損傷なく、しっかり装着されているか確認します。





⑤レバー:変形・損傷がないか確認します。

⑥キャップ:しっかりと締まっているか確認します。

⑦ホース:変形・損傷・老朽化・詰まりがないか確認します。

※ホースのヒビ、ゴムの劣化に注意しましょう。

⑧ノズル・ノズル栓:変形・損傷・老朽化・詰まりがないか確認します。

⑨指示圧力計(蓄圧式):指示圧力計が緑色の範囲内か確認します。

※消火器は、良い環境で適切に設置しましょう

①設置場所

- 必要なとき、すぐに持ち出せる場所に設置しているか
- 床面から1.5m以下の場所に設置しているか
- 水のかかる位置に設置していないか
- 厨房では床面、作業場の地面等への直置きは避け、壁掛け又は設置台、格納庫へ設置しましょう。



②設置間隔

- 階ごとに建物の各部分から消火器まで歩行距離20m以下になるように設置します。

③標識

- 消火器の設置場所に「消火器」の標識を見やすい位置につけてください。損傷・破損・脱落・不鮮明なものがないか確認してください。

※消火器に不良箇所を発見した場合は、消防設備業者等に依頼、または買い替えが必要になります。

※点検結果報告書の書き方は「消防用設備等点検結果報告書 記載例」を参考にしてください。

お問い合わせ先

陸前高田市消防本部 予防係

電話番号 0192-54-2119